

公益社団法人佐賀県看護協会会長表彰実施規程

(目 的)

第 1 条 この表彰は、多年にわたり看護業務に精励し、功績のあった会員に対し、その努力に報いるために行うものとする。

(表彰時期)

第 2 条 表彰は、毎年開催される公益社団法人佐賀県看護協会通常総会において行うものとする。

(被表彰者の選考基準)

第 3 条 被表彰者は、表彰の時点において、公益社団法人佐賀県看護協会会員であって、過去に会長の表彰を受けていない者のうち、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 通算 25 年以上の日本看護協会会員歴があり、就業態度が誠実、勤勉で協会活動に協力した者
- (2) 看護業務の実施または指導において特に功績があったと認められる者

(表彰候補者の推薦)

第 4 条 施設の代表者または地区支部長は、表彰の選考に合致する該当者について別に定める期日までに佐賀県看護協会会長に推薦するものとする。

(提出書類)

第 5 条 会長表彰候補者の推薦に必要な提出書類は次の通りとする。

- (1) 会員履歴カード (別紙様式)
- (2) 会長表彰候補者推薦書 (別紙様式)

(会長表彰の決定)

第 6 条 被表彰者の決定は、施設の代表者または地区支部長が推薦した表彰候補者について理事会で行うものとする。

附則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。